

## **[事案 2020-342] 新契約無効請求**

・令和3年11月25日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の資格を持たない者が募集行為を行ったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年10月に契約した定期保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集を行った人物は、保険募集の仕事をしていない者であるため、正当な募集ではない。
- (2)当該人物は、募集人であることを示す登録証等を提示せず、氏名も名乗らなかった。
- (3)当該人物は、契約内容は保険料と保険金額の説明しかせず、申込書に記載された募集人の名前を指して「わからないことがあれば、この人に聞けばいいから。」と言った。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集を行ったのは、募集人登録のある人物である。
- (2)募集人は、募集に先立ち、当社との関係、所属、氏名を名乗っている。
- (3)申込書には、契約概要および注意喚起情報の内容につき、募集人から説明を受けて了知したとして、申立人の署名および押印が確認できる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。